

結婚 新生活

支援補助金

聖籠町



結婚した世帯の新生活にかかる費用を補助します

補助金額

夫婦ともに29歳以下の場合 ▶ 上限60万円
それ以外の場合 ▶ 上限30万円

対象経費

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に支払った以下の経費

- ▶ 住宅の取得費用
(建物の購入費用、新築の工事費用)
- ▶ 住宅のリフォーム費用
(増築、改築、設備更新等 ※車庫・外構・家電等は除く)
- ▶ 住宅の賃借費用
(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)
- ▶ 引越費用
(引越業者、運輸局の許可を受けた運送業者へ支払ったもの)

お問合せ

聖籠町役場 総合政策課 政策係

☎ 0254-27-2111

✉ sousei@town.seiro.niigata.jp

🌐 <https://www.town.seiro.niigata.jp/sousei/O6kekkonsien.html>

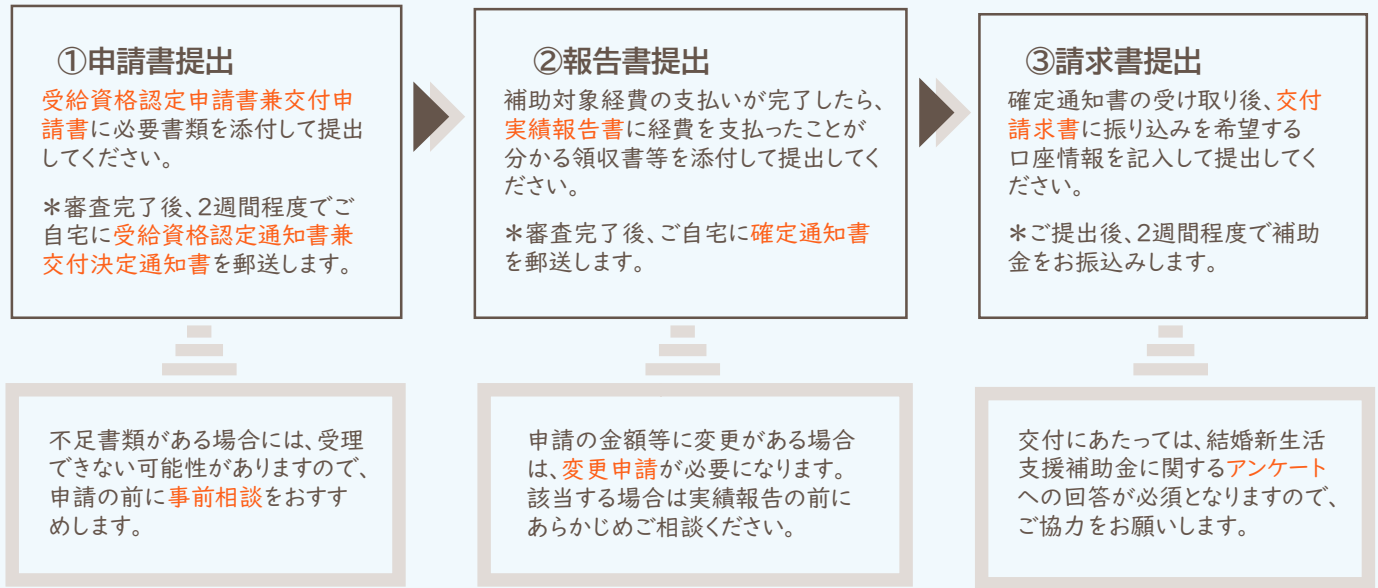
要件

- i ▶ 令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻した世帯
- ii ▶ 夫婦ともにまたは一方が、申請する聖籠町内の住宅に住民登録し、かつ補助金の交付日から2年以上継続して聖籠町内に居住する意思がある
- iii ▶ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- iv ▶ 夫婦それぞれの年間合計所得額の合算額が500万円未満
(夫婦に貸与型奨学金を返済している方がいる場合は、令和5年中に支払った額を控除した額で判定します)
- v ▶ 町税の滞納がない
(転入の場合は、転入前の市区町村税も滞納がないこと)
- vi ▶ 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない
(他の自治体での補助を含みます)
- vii ▶ 夫婦ともに、聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないまたは暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していない



令和6年7月1日(月)から受付開始

予算の上限に達し次第、受付を終了しますのでお早めに申請してください



申請時の提出書類

～様式は役場2階 総合政策課で配布しているほか、町のホームページからダウンロードできます～

□ 全員が提出する書類

- 聖籠町結婚新生活支援補助金受給資格認定申請書兼交付申請書(様式第1号)
- 同意書兼誓約書(様式第2号)
- 婚姻届受理証明書 または 婚姻後の戸籍謄本の写し
- 住民票の写し(夫婦双方の住所が確認できるもの)
- 夫婦双方の所得証明書(市区町村が発行する令和5年分の所得を証明するもの)
- 夫婦双方の市区町村税の完納証明書 または 納税証明書(市区町村が発行する令和5年度分の納税状況を証明するもの)

□ 住宅の取得費用を対象とする場合

- <購入の場合>住宅の売買契約書の写し
- <新築の場合>住宅の工事請負契約書の写し(いずれも契約日、金額、買主・売主双方の捺印が確認できるもの)

□ 住宅のリフォーム費用を対象とする場合

- リフォームの内訳が確認できる見積書などの写し

□ ローン契約で住宅を取得・リフォームした場合

- ローン契約により住宅を取得・リフォームしたことが分かるローン契約書などの写し
- ローン払いの内訳が確認できる返済予定表などの写し

□ 住宅の賃借費用を対象とする場合

- 住宅の賃貸借契約書の写し(初期費用の内訳明細がある場合は添付してください)
- 勤務先からの住宅手当支給額が確認できる書類(直近の給与明細など)

□ 引越費用を対象とする場合

- 引越の見積書 または 引越費用が確認できる書類

□ 貸与型奨学金を返済している場合

- 令和5年分の返済額が確認できる書類(奨学金返還証明書など)

※必要に応じて、このほかの書類について提出をお願いする場合があります